

# —快適で美しいまち金沢—

金沢駅東広場、周辺道路は「ぽい捨て等防止重点区域」です。

～ぽい捨て、路上喫煙、犬などのふんの放置のない快適で美しいまちをつくりましょう～



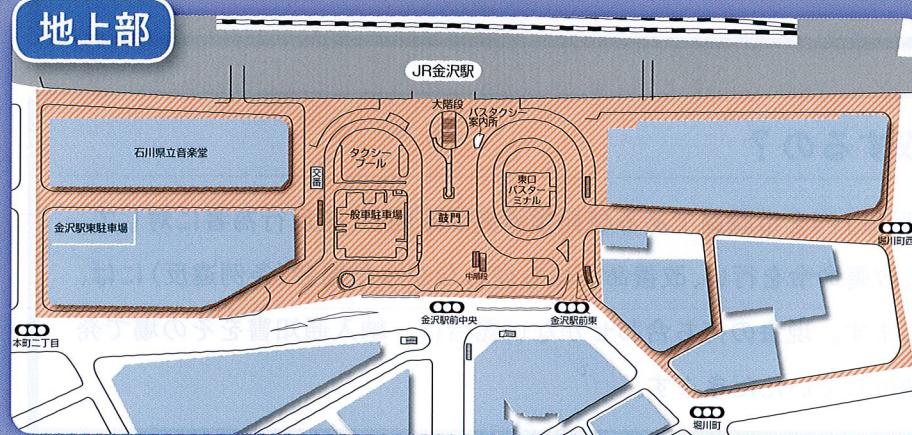
平成24年11月30日から、条例に基づく  
命令違反者※には過料1,000円が科されます。

※裏面Q4をご参照ください。

## 金沢駅東ぽい捨て等防止重点区域

区域

### 地上部



### 地下部



- 上記の区域で、ぽい捨て、路上喫煙、犬などのふんの放置を禁止します。
- Littering, smoking in the road, and not picking up after pets are prohibited in the above areas.
- 上述区域，禁止乱扔垃圾，路上吸烟，随意放置犬类的粪便。
- 上述區域，禁止亂丟垃圾，路上吸煙，隨意放置犬類的糞便。
- 상기 구역에서는 쓰레기 무단투척, 노상 흡연, 애완동물의 배설물 방치를 금지합니다.



# 金沢市におけるぽい捨て等のない快適で美しい まちづくりの推進に関する条例 Q & A

(略称：ぽい捨て等防止条例 平成24年7月1日全面施行)

## Q 1 なぜ、この条例を作ったの？

A 1

この条例では、「ごみのぽい捨て」「ペットのふんの放置」、「人混みでの喫煙」や「歩きたばこ」「喫煙場所以外での喫煙」によるたばこ火でのやけどなどの被害を防ぎ、誰もが快適に暮らせる美しいまちづくりを目指しています。

## Q 2 「ぽい捨て」ってどういうこと？

A 2

たばこの吸い殻や空き缶、空き瓶、ペットボトルなどの飲食物の容器、チューインガムのかみかす、紙くずなどの容易に捨てができるものをごみ箱などの決められた場所以外の場所に捨てることをいいます。

## Q 3 「路上喫煙」ってなに？「歩きたばこ」が禁止なんでしょうか？

A 3

道路、公園、広場などの屋外の公共の場所で、火のついたたばこを吸うことや持つことをいいます。歩きながらの喫煙だけではなく、立ち止まって、自転車・バイクに乗りながらの喫煙も含まれます。

道路などの管理者が設置・許可している灰皿などがある場所での喫煙は「路上喫煙」にはなりません。

## Q 4 どうやって過料を徴収するの？

A 4

「ぽい捨て等防止重点区域」内を市職員である啓発指導員が巡回し、違反行為者に対して、指導、文書による勧告、改善命令を行い、改善命令にも従わなかった場合（条例違反）には、その場で過料を徴収します。現金の持ち合わせがない場合は、納入通知書をその場で発行しますので、後日納付していただきます。

## Q 5 「ぽい捨て等防止重点区域」がわかる目印はあるの？

A 5

区域内には、路面標示や範囲を示した標識などが設置されています。